

〈朝日いいもの集めちゃった市実行委員会〉
〈朝日振興センター〉
(Tel 84-2111)

■実施日 3月5日(日)
■申込締切 2月22日(水)
■申込・問合せ先
朝日振興センター

「朝日いいもの集めちゃった市」と同時開催で、フリーマーケットを開催します。つきましては、次のとおり出店者を募集します。子どもが成長して使えなくなった衣類など、使わないでしまっている物を次に使う人に活用してもらいましょう。皆さまの参加をお待ちしています。※詳細については、申込時にお伝えします。

「フリーマーケット」
出店者募集

第3回「只見町ブナ林ブレンド開発ワークショップ」開催

1月から延期していた第3回「只見町ブナ林ブレンド開発ワークショップ」を開催します。今回はアカミノアブラチャン果実粉末のお披露目を行います。また「只見町ブナ林ブレンド」を商品化する上で関係する食品製造の許可や届出制度についての説明を行い、今後の方針を検討します。参加は無料ですが材料の都合がありますので、必ず事前申し込みをお願いします。皆さまのご参加をお待ちしております。

■講師 山口智子先生(新潟大学教育学部 准教授)
紙谷智彦先生(只見町ブナセンター 館長)

■と き 2月6日(月) 午後1時30分～3時30分(予定)

■と ころ 只見振興センター 調理室

■準備物 試作品等(ある方のみ)

■スケジュール

・午後1時30分～2時 アカミノアブラチャン果実パウダーの試作状況について～休憩～

・午後2時10分～3時30分 事務局より食品製造に関する制度等の説明、今後の方針検討

■申込締切 2月3日(金)※事前申込制

■申込・問合せ先 地域創生課ユネスコエコパーク推進係(Tel 82-5220)

〈地域創生課〉

第1回テーマ展「ただみ・冬の暮らし」開催

今回のテーマ展「ただみ・冬の暮らし」では、「暖をとる」「身にまとう」「雪で遊ぶ・家で遊ぶ」「雪を掘る」の4つのテーマで、冬の暮らしを紹介しています。暮らしの中の道具は時代とともにより使いやすいように変化していきます。その移り変わりを館蔵品から見るができます。皆様のお越しをお待ちしております。

■と き 1月31日(火)～5月28日(日)

■と ころ ただみ・モノとくらしのミュージアム 展示ホール

■開館時間 午前9時30分～午後5時(最終受付は午後4時30分)

■休館日 毎週月曜日(祝祭日の場合は翌平日)

■入館料 無料

■問合せ先 ただみ・モノとくらしのミュージアム(Tel 86-2175)

〈ただみ・モノとくらしのミュージアム〉

〈教育委員会〉

- 今週の行事 -

1月30日(月) おたっしや教室(長浜集会施設) 午前10時～11時30分

みんなの伝言板

◆子どものためのスペース開放

小さなお子さんのために以下のとおりスペースを開放します。お子さまの活動の他、子育て世代の皆様の交流スペースとしてもご活用ください。

■と き 1月29日(日) 午後1時～3時

■と ころ 只見振興センター 1階和室

■使用料 無料

■対象 未就学児とその保護者

■その他

- ・託児サービスではありませんので、必ず保護者の方1人以上の付き添いをお願いします。
- ・必要なもの(おもちゃ、タオル、おむつ等)はご持参ください。(おむつ替え、授乳については、センター内の授乳スペースをご活用ください)
- ・保護者の方は、マスク着用等の感染症対策をお願いいたします。

■問合せ先 こどもあそびのもり 小林(Tel 080-5735-5940)

〈こどもあそびのもり〉

◆「ただみ元気応援券」の使い忘れはありませんか

「ただみ元気応援券」の使用期限は令和5年2月15日(水)です。期限を過ぎた場合はご利用いただけません。期限内に必ず、取扱店でのお食事やお買い物などご利用ください。

■問合せ先 只見町商工会(Tel 82-2380)

〈只見町商工会〉

◆「ひな祭り弁当(無料)」配食事業実施

3月3日(金)に「ひな祭り弁当」配食事業を実施します。自宅で一人暮らしをされている75歳以上の方が該当です。(今年75歳になられる方も対象になります)

当日、自宅に配食を希望される方は、2月21日(火)までに担当地区の民生児童委員へお申し込みください。

■配食日時 3月3日(金) 午前11時頃～

■問合せ先 只見町社会福祉協議会(Tel 84-7006)

〈只見町社会福祉協議会〉

空き家等の維持管理は所有者の責務です。

空き家等、管理が難しいと感じたら検討しましょう!

管理を依頼

草刈りや除雪など
業者に依頼する方法も。

貸す・売る

空き家・空き地バンク
制度もご活用ください。

解体する

空き家を解体する際の
補助制度もあります。

※町の制度には対象要件や事前提出書類がありますので詳しくはご相談ください。

地域創生課 創生企画係 ☎82-5220 ✉kikaku@town.tadami.lg.jp

青少年健全育成主張大会及び各表彰式



と き 令和5年1月28日(土)

13:30~16:00

ところ 季の郷湯ら里 コンベンションホール



【主張大会】13:30~

	氏 名	所 属	題 名
1	さいとう はく 齋藤 珀	只見小6年	自分の成長
2	わたなべ ゆうき 渡部 悠希	朝日小6年	しょう来の夢とSDGs
3	よこた み ゆ 横田 心結	明和小6年	私の夢
4	やざわ はる き 矢沢 悠樹	只見中1年	私の大好きな只見町の未来
5	さいとう ぜん 齋藤 全	只見中2年	はじめの一步を只見から
6	さいとう ありさ 齋藤 有紗	只見中3年	串本町での学び
7	ふなき ゆうま 舟木 悠真	只見高校1年	私がいる意味
8	かわらだ あかね 河原田 茜音	只見高校1年	私が考える只見町
9	こすぎ み な 小杉 美菜	只見高校1年	まちづくり

※主張大会での発表を予定をしていた只見高校1年の河原田茜音さんと小杉美菜さんは、都合により欠席となります。
それに伴い、各種表彰式の時間（15:00からの予定）が10分程度早まる可能性がありますのでご了承ください。

※ご来場の際は、検温及びマスクの着用・手指消毒にご協力ください。

只見町青少年健全育成町民会議

令和 5 年 2 月 朝日診療所 総合診療科 外来診療予定表

予約なしの当日受診も可能ですが、待ち時間を少なくする為に、前日までに予約してからのご来院をおすすめします。毎週火曜日は、夕方外来(午後5時30分~午後6時30分)をしております。(こちらは前日までの予約が必須です。)

来院の際はマスクの着用をお願いします。

電話予約受付時間 午後1時30分~午後3時 (休診日をのぞく月~金)

電話予約受付専用番号 0241-84-2200

※急患のときは(夜間や休日のときも) まず、0241-84-2221(代)にお電話を。

急患対応時間は午前9時~午後9時(休診日も含む)です。

※医師急用等により予定が変更になる場合があります。

				1 (水)		2 (木)		3 (金)		4 (土)	5 (日)
		指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	休 診	
午前		若山	山並	山並	鵜山	若山	山並/佐竹				
午後		-	鵜山	鵜山	山並	佐竹	若山				
		6 (月)		7 (火)		8 (水)		9 (木)		10 (金)	
		指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	11 (土)	12 (日)
午前		山並	若山	菅家	山並	若山	山並	山並	若山	山並/佐竹	休 診
午後		若山	菅家		-	若山	-	山並	佐竹	若山	
				夕方外来	若山						
		13 (月)		14 (火)		15 (水)		16 (木)		17 (金)	
		指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応
午前		山並/森	若山	森	山並	若山	山並	-	山並	若山	山並/佐竹
午後		若山	森		-	若山	山並		佐竹	若山	
				夕方外来	若山						
		20 (月)		21 (火)		22 (水)		23 (木)		24 (金)	
		指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	指名予約	急患対応	休 診		指名予約	急患対応
午前		山並	若山	菅家	山並	若山	山並			若山	山並/佐竹
午後		若山	菅家		-	若山	佐竹			若山	
				夕方外来	若山						
		27 (月)		28 (火)							
		指名予約	急患対応	指名予約	急患対応						
午前		山並/森	若山	森	山並						
午後		若山	森		山並						
				夕方外来	若山						

2月1日はフレイルの日

フレイルとは

加齢とともに、身体や心の働きや、社会とのつながりが弱くなった状態のことです。早めの対策で予防や改善ができ、健康寿命を延ばします。人生100年時代をいつまでも自分らしく歩いていくために、フレイル予防をはじめましょう。

自分の状態をチェックしてみましょう

- ☐ 6か月間で意図せず体重が2kg以上減った
- ☐ ペットボトルのふたが開けにくくなった
- ☐ ここ2週間わけもなく疲れたような感じがする
- ☐ 1秒間に1m歩くのが難しい
- ☐ ウォーキングなどの軽い運動や体操を週に1回もしていない

もしかして
フレイルかも？

1つでもあてはまる人はフレイル予防を意識しましょう。

3つ以上あてはまる人はすでにフレイル状態です。

フレイル予防 3つのポイント

① 体を動かす

今より10分多く、できる範囲で元気に動きましょう。運動は筋力向上のほか、食欲や心の健康にも良い影響があります。日常生活で続けられるものを無理なく行いましょう

② いろいろ食べる

フレイル予防には様々な栄養素が必要です。肉や魚などのたんぱく質を中心に、色々な食品を組み合わせる食べましょう。

おいしい食事はお口の健康から。歯みがきや入れ歯のケアも忘れずに。

③ 人とつながる

できるだけ外出や交流をしましょう。地域に出て人とつながり、生きがいや楽しみ、目標などをもち続けることがフレイル予防につながっていきます。家庭の中で役割をもって暮らすことも社会参加の1つです。

只見町保健福祉課・福島県健康づくり推進課

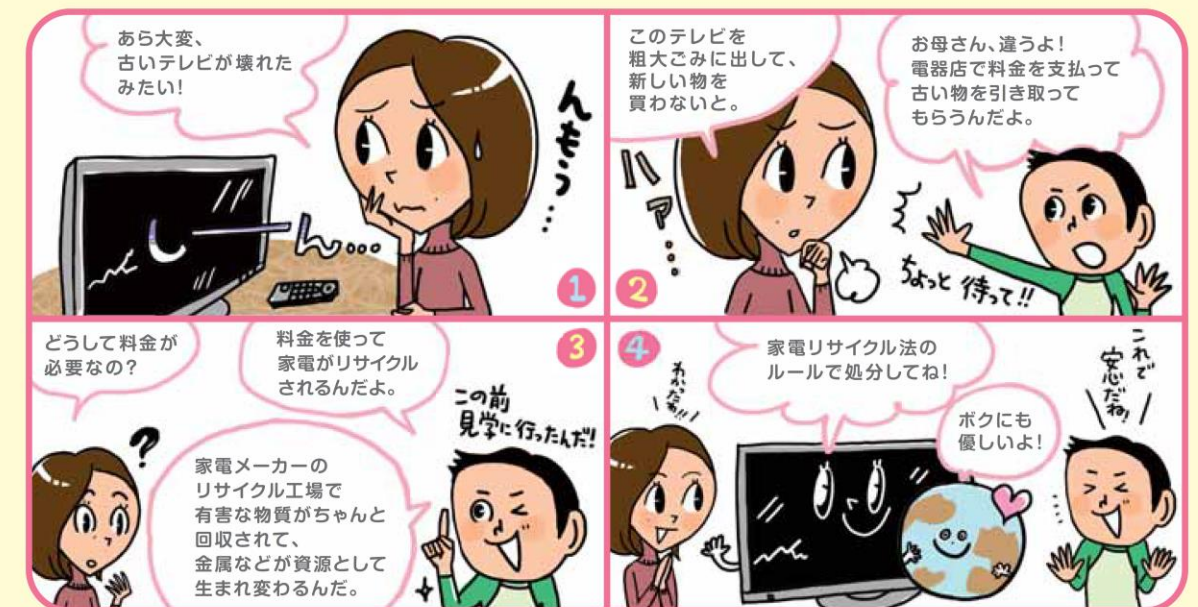
家電は「正しく」リサイクル！

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は
家電リサイクル法にそって処分しましょう。

皆さんが支払うリサイクル料金で適正な処理がなされ、資源として生まれ変わります！

買い換えの場合

買い換える電器店に引き取ってもらいましょう。



「家電リサイクル法」の対象家電はこれ！

有用な資源のほか、オゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロンガスや有害な鉛、水銀などを含んでいるため、法律に基づく適切なリサイクルが必要です。



※上記4品目以外の家電は、お住まいの市区町村のルールにそって処分してください。

もう一度
正しいルールを
確認してみよう。



只見町無料職業紹介所求人情報						
■詳しい内容を知りたい方、面接を希望される方は只見町無料職業紹介所(電話82-5240)へお問い合わせください。						
求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月額 156,100円～ 192,900円	小林字七十苅622-1 電話:86-2008	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) コスモメディカル サポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月額 156,100円～ 192,900円	只見字原707-1 電話:82-5006	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 介護員及び調理	時給 858円		交替制あり 8:00～18:00 の内5時間程度 ※勤務時間応相談	雇用 労災	特になし
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 調理職員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,090円～ 8,780円	長浜字久保田1 電話:84-7550	交替制あり 6:00～15:00 10:00～19:30 6:00～10:00 15:30～19:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【パート】 清掃 雇用期間の定めあり 4か月以上	時給 892円～		交替制あり 9:00～11:00	労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可) 年齢制限あり 60歳まで
	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,090円～ 8,780円		交替制あり 7:00～16:00 7:30～16:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 10:30～19:30 17:00～翌10:00(夜勤) ※夜勤については要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可) 年齢制限あり 60歳まで
(株) ニッコウラスト	【正社員以外】 調理及び清掃員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 860円～ 950円	南会津町泉田字稻場 5510-1 電話:72-8577 就業場所 J-POWER白雪寮 J-POWERハイテック只見寮	交替制あり 6:00～14:30 11:30～20:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) 南会西部建設 コーポレーション 南会津本社	【正社員】 運転手 作業員 工事管理	日額 9,000円～	大倉字前沢口146 電話:86-2131	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生 建退共	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
吉野建設(株)	【正社員】 現場作業員、運転手	日額 9,200円～	梁取字御東1882 電話:86-2116	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)川合車輛	【正社員】 現場作業員	日額 8,000円～	只見字新町2192-1 電話:82-2508	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 工務事務(技術系)					
(株)アクシブ	【正社員】 交通誘導員	日額 8,000円～ 9,000円	会津若松市米町1-44 3F-A 就業場所:只見町及び近隣 町村の工事現場等 電話:080-6006-0111	交替制なし 8:00～17:00 ※基本、現場直行直帰	雇用 労災 健康	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 交通誘導員					
(株)メグロデンキ	【正社員】 電気設備工事	月額 200,000円～	只見字田中1298-1 電話:82-2233	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	電気工事士 普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 給排水・衛生設備工事	月額 200,000円～				給水装置主任技術者 普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 現場作業員	月額 160,000円～				普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
永光建設(株)	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 198,000円～	楮戸字二本柳1437-1 電話:82-2155	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会社で 負担
	【正社員】 建設機械オペ	日額 9,000円～				

社会福祉法人 南陽会	【正社員以外】 グループホームの世話人 期間の定めあり 令和5年3月31日まで (雇用延長有)	月額 137,600円～ 168,000円	南会津町長野字上ノ山 3417-2 就業場所:只見町大字長 浜字久保田17 (こまどり 荘) 電話:0241-62-5088	交替制なし 6:00～9:30 17:00～20:30 ※朝・夕で1日7時間勤務 ※朝のみ、夕のみの勤務可	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 支援員兼世話人 期間の定めあり 令和5年3月31日まで (雇用延長有)	月額 77,200円～ 107,600円		交替制なし 11:00～16:00 ※休憩60分	雇用 労災	
	【正社員以外】 支援員 期間の定めあり 令和5年3月31日まで (雇用延長有)	月額 179,270円～ 235,500円	南会津町長野字上ノ山 3417-2 就業場所:あかまつ荘 電話:0241-62-5088	交替制あり 6:30～15:30 8:30～17:30 10:00～19:00 17:00～翌9:00 ※朝・夜で1日8時間勤務 ※週40時間勤務	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
株季の郷湯ら里	【パート】 洗い場担当	時給 1,000円	長浜字上平50 電話:84-2888	交替制なし 18:00～22:00 ※状況により変更有り	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【パート】 接客サービス	時給 1,300円		交替制なし 17:00～21:00 ※状況により変更有り	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【パート】 厨房調理補助	時給 900円		交替制あり 6:00～20:00までの間 4時間以上勤務できる方 ※状況により変更有り	雇用 労災	特になし
	【正社員】 調理スタッフ(湯ら里)	月額 170,000円～ 300,000円		交替制なし ①5:30～14:30(休憩60分) ②10:00～20:00のうち8時間 ③6:00～20:00のうち8時間 ※②、③については中抜け勤務あり ※状況により変更有り	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員】 フロントスタッフ	月額 160,000円～		交替制あり 8:00～17:00 8:00～21:00(うち11:30～16:00中抜 け) 12:00～21:00 14:00～21:00 6:30～15:30 ※状況により変更有り	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
只見町介護 老人保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 準介護員(育休代替) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,090円～ 8,780円	長浜字唱平31 電話:84-2101	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 10:30～19:30 11:00～20:00 ※勤務時間要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 調理パート 雇用期間の定めあり 4か月以上	時給 929円～ 1,089円	長浜字唱平31 電話:84-2101	交替制あり 8:30～12:30 9:30～18:30 ※勤務時間要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)会津ただみ 振興公社	【正社員】 サービス業 試用期間あり	月額 159,000円～	只見字田の口24 勤務地:会津ただみ振興公 社の管理施設 電話:83-1733	交代制なし 8:00～17:00	雇用・労災 健康・厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 リフト係員 雇用期間の定めあり 令和4年12月15日～ 令和5年3月31日まで	時給 880円～		交替制あり 8:15～17:00 8:30～16:30 ※気象条件等により、変更あり ※シフトによる休暇	労災	
(株)会津工場	【正社員】 輸送用機械器具製造	月額 164,000円～	二軒在家字上タモ721-1 電話:86-2553 就業場所:本社工場	交替制あり 8:00～17:10 5:00～14:00 13:00～22:00 20:30～翌5:30(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
			南会津町片貝字二本柳 494-5 電話:86-2553 就業場所:南郷工場			
	【正社員】 総務、生産管理、一般事務	月額 164,000円～	二軒在家字上タモ721-1 電話:86-2553 就業場所:本社工場	交替制なし 8:00～17:10	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 輸送用機械器具製造業(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月未満 (12月～4月)	時給 1,000円～	二軒在家字上タモ721-1 電話:86-2553 就業場所:本社工場	交替制なし 8:00～17:10	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
ヤマサ商店	【パート・アルバイト】 食品製造	時給 860円～	只見町大字叶津字入叶津 30 電話:82-3401	交替制なし 8:30～17:00 9:00～16:00 ※時間、曜日、休日要相談	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
朝日タクシー(有)	【正社員】 タクシードライバー	日額 7,000円～	只見町大字黒谷字黒下 1126 電話:84-2235	交代制なし 7:30～16:30	雇用・労災 健康・厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
只見町森林組合	【正社員以外】 一般事務 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,320円～	只見町大字只見字田中 1283-3 電話:82-3120	交替制なし 8:30～17:15	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)

只見線全線運転再開記念 第50回只見ふるさとの雪まつり フォトコンテスト作品大募集！



前夜祭：令和5年2月10日（金）

本祭：令和5年2月11日（土）、12日（日）開催！！

会場でのイベントや、厄行事、祈願花火大会などを題材に写真を撮影し、フォトコンテストに応募しましょう。入賞者へは豪華賞品もあります！！

※詳しくは、裏面の応募方法をご覧ください。



応 募 方 法	
応 募 作 品	カラープリント四つ切、A4判の単写真（1人5作品まで応募可） ※人物の写真は肖像権を確認したものに限りします。
応 募 方 法	「題名」、「撮影データ」、「氏名」、「年齢」、「住所」、「連絡先」等、応募用紙に必要事項を記入し、作品裏面に貼付けて応募してください。
応 募 締 切	令和5年2月24日（金）当日消印有効
応 募 先	〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地 只見町役場観光商工課内「只見ふるさとの雪まつり実行委員会」宛（持込可）
発 表	只見町ホームページで発表します。なお、入賞者へは直接お知らせいたします。
各 賞	只見町長賞（1点） 審査員特別賞（1点） 優秀賞（2点） 入選（5点） ※賞ごとに豪華景品を用意し、雪まつりHPで発表いたします。
問 合 せ 先	只見町役場観光商工課内 「只見ふるさとの雪まつり実行委員会」 （TEL）0241-82-5240 （FAX）0241-82-5235 （E-mail）yukimatsuri@town.tadami.lg.jp
そ の 他	※応募作品は返却しませんのでご了承下さい。なお、希望される方は返信用封筒同封の上、作品を提出ください。（直接受け取りに来て頂く事も可能です） ※入賞作品の著作権は主催者に属し、来年度以降の雪まつりのチラシ・ポスターなどの広報物に使用させていただく予定です。ご了承下さい。また、入賞された場合、作品の原版及びデジタルデータを提出していただきます。 ※応募に際し記載される個人情報、正当な理由なく第三者へ開示、譲渡、貸与することはありません。ただし入賞者の氏名等は選考結果発表等で公表することがあります。

第50回只見ふるさとの雪まつりフォトコンテスト応募票

※記入する際は、読みやすい楷書体でお願いいたします。作品裏面に貼付けてご応募ください。

(ふりかな) 作 品 名	()	撮影機材 (丸で囲む)	フィルム	デジカメ
撮影場所		撮影年月日 令和5年 月 日	○作品返却希望欄（希望を丸で囲んで下さい） ※返却希望者は、返信用封筒同封の上ご応募下さい！ 希望する ・ 希望しない	
住 所	〒 —			
(ふりかな) 氏 名	()	年齢 歳	○連絡先（両方記入） Tel: Mail:	
主催者記入欄 受付日：令和5年 月 日		確認 印	受付No.	

令和5年 町民税・県民税の申告相談について

- 所得税の申告相談（確定申告）もあわせて行います。
- 対象地区で申告できない方は、対象地区が全町の朝日・明和・只見振興センターが申告相談会場の際に申告ください。
- 申告受付の税務係職員は各会場に出かけますので、役場庁舎ではできませんので、各会場で申告されるようにご協力をお願いします。

◎申告をしなければならない方

令和5年1月1日現在、只見町に住所があり、

令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に次のような収入のあった方

- ・営業、農業、地代・家賃、配当、譲渡、満期返戻金などの収入のあった方
- ・給与や賃金、報酬などを2ヶ所以上から受けている方
- ・給与所得者で年末調整をされていない方
- ・年金を2ヶ所以上から受給されている方
- ・年金受給者（昭和33年1月1日以前生まれ：65歳以上）で収入額110万円以上
- ・年金受給者（昭和33年1月2日以後生まれ：65歳未満）で収入額60万円以上

※ただし、収入のない方でも、国民健康保険に加入している方、並びに障害年金（短期）受給者、国民年金保険料免除申請、後期高齢者医療保険、介護保険などで、所得証明が必要な場合がありますので、できるだけ申告するようにして下さい。

◎申告期間・申告会場

- ・期間と会場は日程表のとおりです。
- ・税務署から通知のあった方は、税務署へ直接提出されるか、通知書を申告会場へ持参してください。

◎申告にお持ちいただくもの

○収入がわかるもの

（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、保険等の支払通知書など）

○営業、農業、不動産の所得のある人は、収入支出のわかるもの

（※今年度から、国税庁通達により帳簿書類作成が無いもの・販売等の収入が僅少で営利性等が無いものは、雑所得での申告となりますので、事業所得として申告される方は、収支の内容を必ず集計してお持ちください。）

○各種所得控除を受けられる場合は

- ・社会保険料控除・・・国民年金の控除証明書、後期高齢や介護保険料などの領収書
- ・生命保険料控除・・・控除証明書
- ・地震保険料控除・・・控除証明書
- ・障害者控除・・・・・・障害者手帳または控除認定書等
- ・医療費控除・・・・・・領収書等（※医療を受けた人、病院ごとに整理して下さい）
- ・セルフメディケーション税制
 - ①予防接種等の領収書（原本）又は健康診断書の結果通知書の写し等
 - ②対象医薬品購入の領収書等

◎マイナンバー制度導入に伴い、申告書に、マイナンバーの記載が必要になります。

申告相談会場にお越しの際は、次の書類をご持参ください。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバー入りの住民票と、運転免許証または被保険者証など本人確認ができる書類を一つ

次に該当する方は、収入や支出の分かる精算販売通知等・領収書や納入通知書・契約書・証明書等により収支内訳を整理し申告会場においでください。(集計した資料を持参してください)

※平成26年1月から個人の白色申告の方で、農業や事業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が義務化されています。該当する方は、申告会場に帳簿をご持参ください。

◆農業収入のある方(農地を耕作し収穫した作物を販売している方等)

申告には 収入金額の書類(JA販売精算通知書・生産者別検査結果通知書(米屋)等・庭先販売書・家事消費(保有米)・事業消費(贈答用)の数量、金額・自家用野菜の作付面積等)や 経費の書類(育苗費、肥料費、農薬費、燃料光熱水費等の領収書等)とそれらをまとめた書類を整理し持参ください。

◆営業収入のある方(商店・食堂・理容・美容・大工・左官・板金業などの収入)

仕入れや売上・必要経費の明細書や給与の支払書などから収支内訳書を作成し持参ください。

◆譲渡収入のある方(土地や家屋などの売買による収入)

領収書や譲渡金額が分かる書類を持参ください。

◆不動産収入のある方(土地や家屋などの貸付けによる収入)

契約書や領収書を持参ください。

◆山林収入のある方(山林の伐採や売買による収入)

領収書や収入金額が分かる書類を持参ください。

◆その他の収入のある方(耕賃収入、分配金、配当金、契約に基づく年金などの収入)

収入・支出の明細書から収支内訳書を作成し根拠資料を持参ください。

農業経営をされておらずに、農地を貸して受領した小作料は雑所得になります。(米など現物で受け取った場合も対象になりますので、受取った数量がわかるようにしてください。)

※町民税・県民税の計算方法

均等割と所得割を合算したものが税額となります。

① 均等割 町民税 3,500円 県民税 2,500円

(※1) 県民税均等割の額には、森林環境税1,000円が含まれています。

(※2) 町・県民税均等割の額には、震災復興財源確保法の特例による加算額としてそれぞれ500円が含まれています。

なお特例の期間は2014～2023年度の10年間です。

② 所得割 収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除額(別表のとおり) = 課税所得金額

課税所得金額 × 税率(町民税6%、県民税4%) = 税額

※平成27年4月より寄付金のワンストップ特例制度が開始されました。この制度は確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄付先が5自治体以内であれば確定申告が不要となる制度です。ワンストップ特例制度を受けるためには各寄付先の自治体に申請書の提出が必要となります。



所得税・住民税の所得控除一覧表【R5】

税目		所 得 税		住 民 税																																																																																											
控除項目																																																																																															
1. 雑損控除		「損害金額－保険金などで補填される金額」＝「A」の金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① 「A」の金額－（総所得金額等の合計額×10%） ② 「A」の金額のうち災害関連支出の金額－5万円																																																																																													
2. 医療費控除 （3と選択適用）		（支払った医療費の額－保険金などで補填される金額）－（10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額） （最高限度額 200 万円）																																																																																													
3. セルフメディケーション税制 （2と選択適用）		支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金などで補填される金額－12,000 円 （最高限度額 88,000 円） ※一定の取組(予防接種等)が確認できる書類(領収書等)も必要となります。																																																																																													
4. 社会保険料控除		支 払 っ た 金 額 の 全 額																																																																																													
5. 小規模企業共済掛金等控除		支 払 っ た 金 額 の 全 額																																																																																													
6. 生命保険料控除		○平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約（旧契約） ・支払った保険料が 25,000 円まではその金額 ・25,000 円～50,000 円までの保険料×1/2+12,500 円 ・50,000 円～100,000 円までの保険料×1/4+25,000 円 ・100,001 円以上は一律 50,000 円 ※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 ○平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約（新契約） ・支払った保険料が 20,000 円まではその金額 ・20,000 円～40,000 円までの保険料×1/2+10,000 円 ・40,000 円～80,000 円までの保険料×1/4+20,000 円 ・80,001 円以上は一律 40,000 円 ※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 (注)各保険料控除の合計適用限度額は 120,000 円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は 40,000 円が限度		○平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約（旧契約） ・支払った保険料が 15,000 円まではその金額 ・15,000 円～40,000 円までの保険料×1/2+7,500 円 ・40,000 円～70,000 円までの保険料×1/4+17,500 円 ・70,001 円以上は一律 35,000 円 ※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 ○平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約（新契約） ・支払った保険料が 12,000 円まではその金額 ・12,000 円～32,000 円までの保険料×1/2+6,000 円 ・32,000 円～56,000 円までの保険料×1/4+14,000 円 ・56,001 円以上は一律 28,000 円 ※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。 (注)各保険料控除の合計適用限度額は 70,000 円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は 28,000 円が限度																																																																																											
7. 地震保険料控除		①地震保険 ・支払った保険料 最高 50,000 円 ②旧長期保険（平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの） ・支払った保険料 10,000 円まではその金額 ・10,001～20,000 円までの保険料×1/2+5,000 円 ・20,001 円以上は一律 15,000 円 ③両方ある場合 ①+②の額 最高限度額 50,000 円 なお、1 枚の証明書で両方ある場合は合算できません。		① 地震保険 ・50,000 円までの保険料×1/2 ・50,000 円以上は一律 25,000 円 ② 旧長期保険（平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの） ・支払った保険料 5,000 円まではその金額 ・5,001～15,000 円までの保険料×1/2+2,500 円 ・15,001 円以上は一律 10,000 円 ③両方ある場合①+②の額 最高限度額 25,000 円 なお、1 枚の証明書で両方ある場合は合算できません。																																																																																											
8. 寄付金控除		対象となる寄附金（合計で 2,000 円を超えるもの） ①国又は地方公共団体に対する寄附金 （東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる） ②日本赤十字社などの公益社団法人に対する寄附金 ③社会福祉法人などの特定公益増進法人に対する寄附金 その他、認定 N P O 法人や政治活動に関する寄附金など ※寄付金の受領書を持参してください。		対象となる寄附金（合計で 2,000 円を超えるもの） ①地方公共団体に対する寄附金 （東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる） ②日本赤十字社福島県支部、福島県共同募金会に対する寄附金 ③社会福祉協議会等の条例で指定する団体に対する寄附金 ※寄付金の受領書を持参してください。																																																																																											
9. 障害者控除		270,000 円（一般の障害者） 400,000 円（特別障害者） 750,000 円（同居特別障害者）		260,000 円（一般の障害者） 300,000 円（特別障害者） 530,000 円（同居特別障害者）																																																																																											
10. ひとり親控除		350,000 円（本人の合計所得 500 万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有）		300,000 円（本人の合計所得 500 万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有）																																																																																											
11. 寡婦控除		270,000 円（本人の合計所得 500 万円以下で離別、死別で子以外の扶養有又は死別で扶養無）		260,000 円（本人の合計所得 500 万円以下で離別、死別で子以外の扶養有又は死別で扶養無）																																																																																											
12. 勤労学生控除		270,000 円		260,000 円																																																																																											
13. 配偶者控除 （合計所得金額 48 万円以下）		<table><tr><td>本人の合計所得額</td><td>一般控除対象配偶者</td><td>老人控除対象配偶者</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>380,000円</td><td>480,000円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>260,000円</td><td>320,000円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>130,000円</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>		本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	380,000円	480,000円	900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円	950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円	1,000万円超	0円	0円	<table><tr><td>本人の合計所得額</td><td>一般控除対象配偶者</td><td>老人控除対象配偶者</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>330,000円</td><td>380,000円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>220,000円</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>110,000円</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>		本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	330,000円	380,000円	900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円	950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円	1,000万円超	0円	0円																																																												
本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																													
900万円以下	380,000円	480,000円																																																																																													
900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円																																																																																													
950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円																																																																																													
1,000万円超	0円	0円																																																																																													
本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																													
900万円以下	330,000円	380,000円																																																																																													
900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円																																																																																													
950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円																																																																																													
1,000万円超	0円	0円																																																																																													
14. 配偶者特別控除		<table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得額</th><th colspan="3">本人の合計所得額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1000万円以下</th></tr><tr><td>48万円超 95万円以下</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>360,000円</td><td>240,000円</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>		配偶者の合計所得額	本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	48万円超 95万円以下	380,000円	260,000円	130,000円	95万円超 100万円以下	360,000円	240,000円	120,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	133万円超	0円	0円	0円	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得額</th><th colspan="3">本人の合計所得額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1000万円以下</th></tr><tr><td>48万円超 100万円以下</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>		配偶者の合計所得額	本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得額	本人の合計所得額																																																																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																																																												
48万円超 95万円以下	380,000円	260,000円	130,000円																																																																																												
95万円超 100万円以下	360,000円	240,000円	120,000円																																																																																												
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																																																																												
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																																																																												
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																																																																												
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																																																																												
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																																																																												
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																																																																												
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																																																																												
133万円超	0円	0円	0円																																																																																												
配偶者の合計所得額	本人の合計所得額																																																																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																																																												
48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円																																																																																												
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																																																																												
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																																																																												
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																																																																												
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																																																																												
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																																																																												
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																																																																												
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																																																																												
133万円超	0円	0円	0円																																																																																												
15. 扶養控除 （合計所得金額 48 万円以下）		380,000 円（一般の控除対象扶養親族：16～18 歳、23～69 歳） 630,000 円（特定の扶養親族：19～22 歳） 480,000 円（老人扶養：70 歳以上） 580,000 円（同居老親等：70 歳以上）		330,000 円（一般の控除対象扶養親族：16～18 歳、23～69 歳） 450,000 円（特定の扶養親族：19 歳～22 歳） 380,000 円（老人扶養：70 歳以上） 450,000 円（同居老親等：70 歳以上）																																																																																											
16. 基礎控除		480,000 円（合計所得額 2400 万円以下） 320,000 円（合計所得額 2400 万円超 2450 万円以下） 160,000 円（合計所得額 2450 万円超 2500 万円以下）		430,000 円（合計所得金額 2400 万円以下） 290,000 円（合計所得額 2400 万円超 2450 万円以下） 150,000 円（合計所得額 2450 万円超 2500 万円以下）																																																																																											
17. 白色事業 専従者控除		専従者一人につき次のいずれか少ない額を控除する。 ② 配偶者 860,000 円、 配偶者以外 500,000 円 ② （事業所得金額）÷（専従者の数+1）																																																																																													

（所得税法及び地方税法の改正により変更になる場合があります）

令和5年 町県民税申告相談日程表（2月9日～3月15日）

日程			相 談 時 間	対 象 地 区	会 場	会場電話	日程			相 談 時 間	対 象 地 区	会 場	会場電話
月	日	曜					月	日	曜				
2月	9	木	9:30～ 11:30	宮 原	蒲生集会施設	82-2248	2月	28	火	9:30～ 11:30	蓮 の 原	朝日振興センター	84-2111
			13:30～ 15:30	居 平 ・ 久 保						13:30～ 15:30	町		
	10	金	9:30～ 11:30	叶 津	八木沢集会施設								
			13:30～ 15:30	八木沢・入叶津									
	13	月	9:30～ 11:30	黒 沢	黒 沢 集 会 施 設	82-2258							
			13:30～ 15:30	塩沢、十島、寄岩	塩沢集会施設								
	14	火	9:30～ 11:00	宮 洩	宮洩集会施設	82-3134							
			13:30～ 15:30	上 町	只見振興センター	82-2141							
	15	水	9:30～ 11:30	宮 前 ・ 舘 ノ 川	只見振興センター	82-2141							
			13:30～ 15:30	只 見 沖									
	16	木	9:30～ 11:30	新 屋 敷	只見振興センター	82-2141							
			13:30～ 15:30	新 町									
	17	金	9:30～ 11:30	原	只見振興センター	82-2141							
			13:30～ 15:30	田 中									
	20	月	9:30～ 11:30	檜戸（上ミ方以外）	檜戸集会施設	82-2807							
			13:30～ 15:30	上ミ方、荒井原、肘折									
	21	火	9:30～ 11:30	上 村	小川集会施設	84-2806							
			13:30～ 15:30	下 村 ・ 関 野									
	22	水	9:30～ 11:00	黒 谷 入	黒谷入集会施設	84-2941							
			13:30～ 15:30	下 福 井	下福井集会施設	84-2808							
	24	金	9:30～ 11:30	居 廻 ・ 荒 島	長浜集会施設	84-2600							
			13:30～ 15:30	長 浜 （ 居 廻 以 外 ）									
	27	月	9:30～ 11:30	熊 倉	亀岡集会施設								
			13:30～ 15:30	亀 岡 ・ 深 沢									

3月	1	水	9:30～ 11:30	黒谷沖・根木屋	朝日振興センター	84-2111
			13:30～ 15:30	上 福 井 ・ 沢 口		
	2	木	9:30～ 11:30	二 軒 在 家	二軒在家集会施設	86-2910
			13:30～ 15:30	塩 ノ 岐	塩ノ岐集会施設	86-2826
	3	金	9:30～ 11:30	上下前田、上平、鳥居田	小林集会施設	86-2001
			13:30～ 15:30	上川原、上下照岡、七十苅、外出、戸石		
	6	月	9:30～ 11:30	沖	梁取集会施設	86-2805
			13:30～ 15:30	御 東 ・ 大 田		
	7	火	9:30～ 11:30	上田、前沢口、沢ノ目、広田面	大倉集会施設	86-2808
			13:30～ 15:30	窪田、前田、中地、田向、礼堂		
	8	水	9:30～ 11:30	原、仲村、篠輪、仲田	坂田生活改善センター	86-2806
			13:30～ 15:30	大坪、山下、仮安		
	9	木	9:30～ 11:30	大久保～向班	布沢集会施設	86-2048
			13:30～ 15:30	浮島～大田・夕沢班		
	10	金	9:30～ 15:00	明和地区・全町	明和振興センター	86-2111
11	土	9:30～ 15:00	朝日地区・全町	朝日振興センター	84-2111	
13	月	9:30～ 15:00	只見地区・全町	只見振興センター	82-2141	
14	火	9:30～ 15:00	全 町	只見振興センター	82-2141	
15	水	9:30～ 11:30	全 町	只見振興センター	82-2141	

※来場の際には、必ずマスクを着用してお越しください。
※体温が37.5℃以上ある方は、来場をお控えください。

※同一会場で複数地区の申告相談を行う場合は、相談時間に注意して下さい。 ※全町対象の各振興センターについて、12時～13時は相談時間外となります。

